

事業番号	240
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	《街路新設改良事業》						担当部	都市建設部		
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	道路課		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	道路係		
	総合計画 分野別計画	主目的	5 都市基盤		23 道路		1 道路整備を進める				
		副目的	21-5		22-5						
	予算区分	款	8	項	4	目	2	大	4	中	
	根拠法令・個別計画	道路法、都市計画法、土地収用法、河川法									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	都市計画道路や幹線道路の整備を計画的に進め、地域住民の交通の利便性・安全性を高める。									
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容 市道宮前4号線の整備完了し、供用開始を行った。 市道小牧市之久田線第3-2工区の事業用地取得A=151.21㎡、歩道暫定整備L=84m 市道小牧市之久田線第3-3工区の事業用地取得A=231.68㎡ 都市計画道路北島藤島線の事業用地取得A=60.47㎡、道路新設工事L=184.6m 職員は、権利者への事業説明や工事の設計積算及び施工管理を行う。</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区(測量設計費:5,702 街路整備工事費:2,307 用地費:13,465) 市道小牧市之久田線第3-3工区(測量設計費:7,035 用地費:22,164 用地補償費:1,269) (都)北島藤島線(測量設計費:273 改築工事:0 用地費:62,485)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区(測量設計費:2,000 用地補償費:8,000) 市道小牧市之久田線第3-3工区(測量設計費:5,000 用地費:55,000 用地補償費:60,000) (都)北島藤島線(測量設計費:2,000 改築工事:53,000 用地費:56,800) その他(測量設計費:6,000 用地費:23,000)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	405,634	593,286	114,700	270,800	
		正職員	従事者数	人	0.98	1.00	1.03	1.28
			人件費	千円	5,223	5,330	5,489	6,822
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	410,857	598,616	120,189	277,622
	対前年比		%		145.6	20.0	230.9	
財源	一般財源	千円	332,837	410,396	80,789	196,622		
	国・県支出金	千円	78,020	188,220	39,400	81,000		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	(仮称)小牧駅前線(第3-2工区)小牧市之久田線新設改良事業の用地取得率	%	目標	76	100	100
実績				76	81	93	
(仮称)小牧駅前線(第3-3工区)小牧市之久田線新設改良事業の用地取得率		%	目標	—	—	15	35
			実績	—	—	16.4	
北島藤島線新設改良事業の用地取得率		%	目標	61	91	100	100
			実績	61	91	100	
成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25	
(仮称)小牧駅前線(第3-2工区)宮前4号線新設改良事業の整備率	%	目標	76	100	100	100	
		実績	76	81	93		
(仮称)小牧駅前線(第3-3工区)小牧市之久田線新設改良事業の用地取得率	%	目標	—	—	15	35	
		実績	—	—	16		

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	市道宮前4号線については完成断面で工事が完了した。市道小牧市之久田線については、事業用地取得(A=382.89㎡)し、歩道暫定整備(L=84m)を行った。都市計画道路北島藤島線については、事業用地取得(A=60.47㎡)し、道路新設工事(L=184.6m)を施した。				
		事業実施における課題	用地買収の難航等不測に時間により、事業進捗が図れないことがある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	市民生活において、必要な道路が整備されないため、交通の利便性・安全性の向上が図れず、交通事故等を誘発の恐れがある。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	市民生活において、必要な道路整備の進捗が図れるよう、用地交渉が難航している地権者に対し、事業の必要性を十分に説明し、事業進捗が図れるよう取り組んでいく必要がある。				
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	交通の利便性・安全性の向上を図る上において、計画的に都市計画道路や幹線道路の整備を進める必要があるため。					
	26年度以降の改善案	必要な道路整備の進捗が図れるよう、無理のない年度計画をたて、確認作業を行うことにより事業進捗を管理していく必要がある。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。